

○西海市週休2日工事（営繕工事）実施要領

令和7年3月31日西海市告示第45号

改正

令和8年3月31日告示第40号

西海市週休2日工事（営繕工事）実施要領

（趣旨）

第1条 この告示は、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている建設業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境の改善を図ることを目的として、市が発注する営繕工事における週休2日を推進するために取り組む労務費補正等の実施に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「週休2日工事」とは、次項に規定する対象期間内の現場閉所及び現場休息の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる水準に達する営繕工事である場合をいう。この場合において、現場閉所（現場休息）率の算定における現場休息日数には現場閉所日数を含み、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を現場閉所日数に含むものとし、現場閉所及び現場休息の日を原則として土曜日及び日曜日としないときは、土曜日及び日曜日を受発注者間の協議により変更できるものとする。

（1）完全週休2日（土日） 対象期間内の全ての週（原則として月曜日から日曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定（受注者の責によらず悪天候の影響等によりやむを得ず平日に現場閉所（現場休息）し、土曜日又は日曜日に施工しなければならない場合であって、事前に発注者へ報告し、土曜日又は日曜日に代わる現場閉所（現場休息）日を同一の週内で指定した場合を含む。）し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態。ただし、次に掲げる場合は除く。

ア 対象期間内で日数が7日に満たない週において、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていない

## 場合

イ 曜日を跨ぐ夜間工事において、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所（現場休息）を行っていない場合

(2) 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月において現場閉所（現場休息）率が28.5パーセント（8日／28日）以上と認められる状態。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の暦上の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所及び現場休息を行ったと認められる場合に限る。

(3) 通期の週休2日 対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5パーセント（8日／28日）以上と認められる状態

2 この告示において「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。以下、同じ。）から工事完成日までの期間をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する期間は、対象期間に含めないものとする。

(1) 年末年始休暇（6日間）及び夏季休暇（3日間）の期間

(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作のみを実施している期間

(3) 工事全体を一時中止している期間

(4) 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

(5) 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等

3 この告示において「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

4 この告示において「現場休息」とは、分離発注工事において、各発注工事単位で、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日工事の対象となる工事は、市が発注する営繕工事のうち、当初設計金額が200万円を超え、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 災害復旧工事のうち緊急対応を要する工事

- (2) 工場製作が主たる工事又は材料費が工事費の大部分を占める工事等で、現場作業期間が1週間未満であることが想定される工事
- (3) 供用を控える等工期に制約がある工事
- (4) その他週休2日工事を行うことが困難と判断される工事  
(週休2日工事の発注方法)

第4条 週休2日工事の実施方式は、受注者希望型（市が週休2日工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日工事として工事を実施するか否かを判断し、実施する方式をいう。以下同じ。）によるものとする。

- 2 市は、当初設計において、月単位の週休2日を前提に、第6条第1項第2号に定める補正係数により労務費を補正し、工事費を積算して発注する。
- 3 市は、入札公告等及び現場説明書等に受注者希望型の週休2日工事であることを明示する。

(現場閉所（現場休息）の確認方法等)

第5条 工事着手前の現場閉所（現場休息）の確認については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、週休2日工事の実施の有無を、施工計画書の提出前（施工計画書を作成しない場合は工事着手前）までに工事指示及び記録簿で監督職員に協議（以下「当初協議」という。）するものとする。この場合において、週休2日工事として実施する場合は、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日のいずれで実施するか明記するものとする。
- (2) 受注者は、週休2日工事を実施する場合は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表等を監督職員へ提出するものとする。この場合において、監督職員は、受領した実施工程表等について受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
- (3) 監督職員は、対象期間の設定に関して、工事着手日に加え、必要に応じて工場制作のみを実施する期間などの対象外とする期間を受注者と協議し決定する。
- (4) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整した上で、その予定日を記載した実施工程表等を作成し監督職員へ提出するものとする。

- 2 工事着手後の現場閉所（現場休息）の確認については、次のとおりとする。
  - (1) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した実施工程表等を受注者から受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。この場合において、分離発注工事の受注者は、実施工程表等の修正に当たり受注者間で調整を行うものとする。
  - (2) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
  - (3) 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため、実施工程表等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、月1回の工事月報に添付し監督職員に提出するものとする。
- 3 その他留意事項については、次のとおりとする。
  - (1) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めるものとする。
  - (2) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
  - (3) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
  - (4) 監督職員は、工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、受注者と協議する。
  - (5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第15条その他の法律の規定に基づき、統括安全衛生責任者が選任されている場合であって、その者が職務を行うことができない場合の代理者を選任しなければならないときは、監督職員は、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- 4 受注者は、週休2日工事である旨を仮囲い等に明示するものとする。

5 発注者は、余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(積算方法等)

第6条 週休2日工事における補正方法は、対象期間中の現場閉所及び現場休息の状況に応じ、次の補正係数により労務費（予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正するものとする。ただし、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費の補正については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）（令和7年3月25日付け国営積第7号）」（以下「通知」という。）を準用するものとし、とりこわし工事及び撤去工事（設備工事を含む。）の場合は、通知「表A-2 建築工事の補正率」における「仮設工事」を準用するものとする。

(1) 完全週休2日（土日） 労務費 1.02 現場管理費 1.01

(2) 月単位の週休2日 労務費 1.02

2 積算による措置及び契約変更については、次のとおりとする。

(1) 当初協議において受注者が完全週休2日（土日）の実施を選択した場合であって、現場閉所及び現場休息の達成状況が完全週休2日（土日）を満たした場合は、補正係数を前項第1号に変更し、現場管理費補正分を増額変更する。

(2) 当初協議において受注者が月単位の週休2日の実施を選択した場合であって、現場閉所及び現場休息の達成状況が完全週休2日（土日）を満たしたとしても、補正係数は前項第2号から変更しない。

(3) 現場閉所及び現場休息の達成状況が月単位の週休2日に満たない場合及び当初協議において受注者が週休2日工事を希望しない場合（当初協議が整わなかった場合を含む。）は、補正係数を除して労務費補正分を減額変更する。

(元請下請の取引の適正化)

第7条 週休2日工事の実施に当たり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

(工事成績評定における評価)

第8条 市は、受注者が週休2日工事を実施し、通期の週休2日以上を達成した場合は、西海市建設工事成績評定要領（平成28年西海市告示第12号）に基づき考査項目運用表により評価を行う。

(補則)

第9条 週休2日工事の実施について、この告示に定めのない事項については、必要に応じ、受注者及び市の協議により定めるものとする。

2 市は、第4条又は第6条の規定にかかわらず、週休2日工事を実施する方法並びに見積及び積算に当たっての特記事項を定めることができるものとする。この場合において、市は当該内容を特記仕様書に記載するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和8年4月1日以降に起工する営繕工事から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に起工を行った工事であって、入札執行及び見積執行の結果、落札者が決定しなかった工事について、この告示の施行の日以後に西海市建設工事入札制度要綱（平成17年西海市告示第93号）第8条第3項の規定に基づき改めて別に入札を実施する場合は、この告示の規定は適用しない。